

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、公衆の縦覧に供する。

令和6年3月28日

上越市長 中川 幹太

1 都市計画事業の種類及び名称

上越都市計画下水道事業 上越市公共下水道（上越処理区）

2 縦覧場所

上越市都市整備部下水道建設課

上越市木田1丁目1番3号

3 事業施行期間

自 昭和54年12月21日

至 令和13年 3月31日

4 縦覧期間

(期間)

事業施行期間の終了の日、または事業の全部若しくは一部を廃止した旨の新潟県知事の公示のある日まで

※ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く

(時間)

午前8時30分から午後5時15分まで